

消費生活センターニュース

消費者 ひろば



高槻市立消費生活センター

ご注意!消費者のみなさん

届いた荷物は誰から!?

製品安全情報

ふたや内容物が飛ぶことも!圧力鍋を正しく使用しましょう

令和3年度上半期消費生活相談概要

消費生活センターからのお知らせ

「金融経済講演会」を開催します

子どもを事故から守る!子ども安全情報

包装フィルムやシールなどの誤飲に注意!



「おかしいな?」と思ったら、まずお電話を!

高槻市立消費生活センター

相談専用ダイヤル

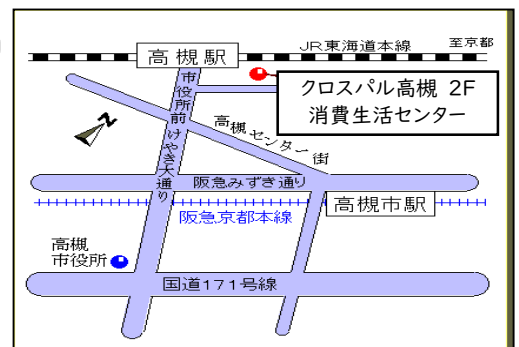
072-682-0999

消費者ホットライン

188

いやや!

お住まいの市町村の
消費生活相談窓口を
ご案内します



〒569-0804 高槻市紺屋町1-2 クロスパル高槻2F

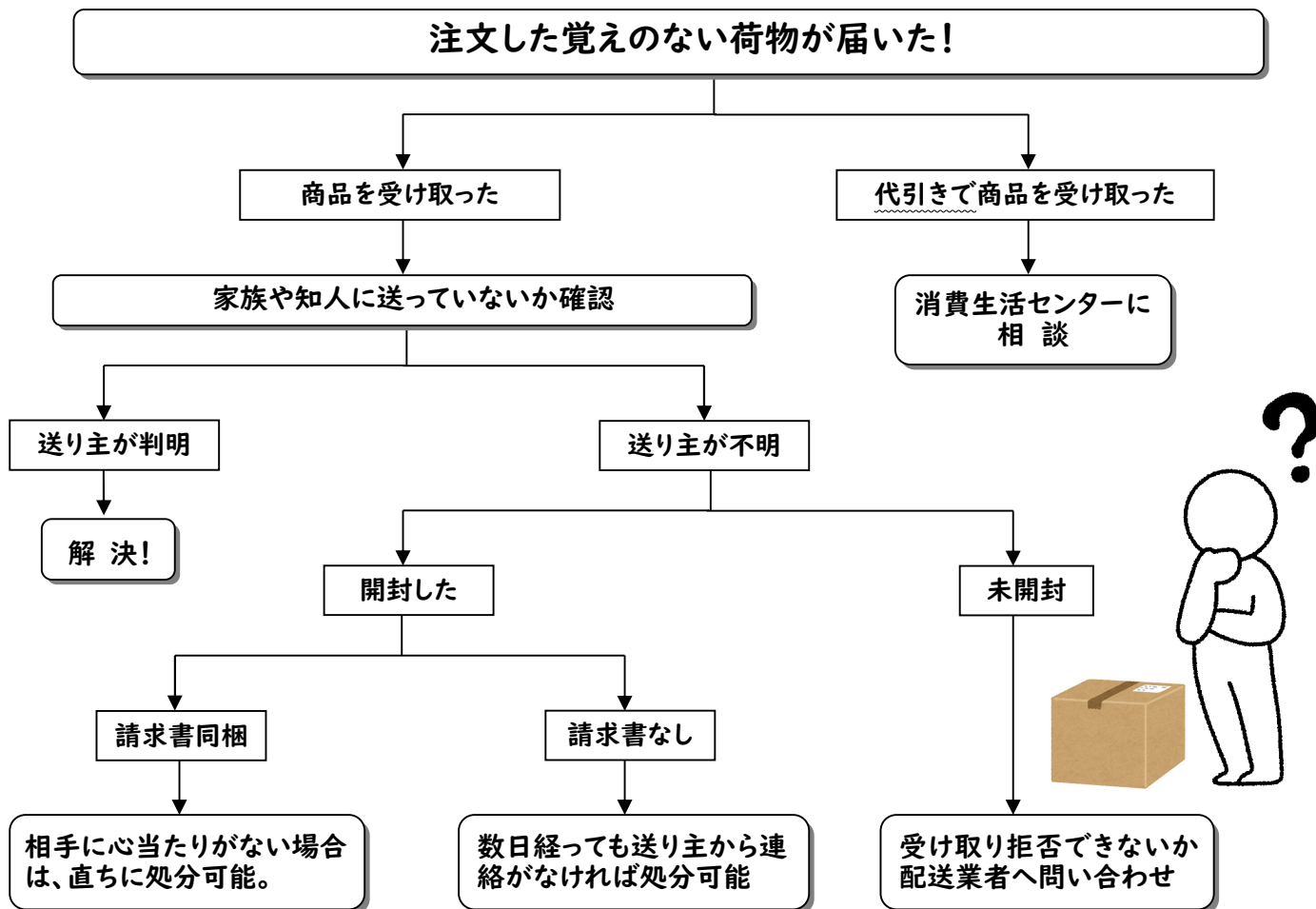
開館日:月~金曜日 9:00~12:00/13:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

届いた荷物は誰から!?

「注文した覚えのない荷物が届いた!」との相談が、消費生活センターに多く寄せられています。

注文した覚えがなくても、プレゼントだったなどのケースも多く見受けられます。その荷物は、勝手に送り付けられたものなのか、それとも親族や知り合いが事前に連絡せずに送ってきたものなのでしょうか。商品を受け取ってしまった場合は、以下の流れを参考にして冷静に対処しましょう。



※令和3年7月から、特定商取引法が改正され、一方的に送り付けられた商品は、期間を置かず直ちに処分することができるようになりました。

対応に困ったり、不安な場合は、すぐに消費生活センターまでご相談ください

こんな相談もありました

「注文されていたカニを送ります。」と電話があった。着払いで16,500円とのこと。注文したことを覚えていないのかとも思ったが、よく考えると、カニは食べないし、高額な注文をするはずもない。どうしたらいいか。(70歳代・男性)

事例のように、あたかも契約関係があるかのように電話をかけてくるケースもあります。今回のケースでは、受け取り拒否するようにアドバイスし、相談者が配送業者へ「注文していないものなので、受け取りを拒否する。」と伝えたところ、商品を引き取ってもらったとの報告がありました。

ふたや内容物が飛ぶことも! 圧力鍋を正しく使用しましょう

圧力鍋には調理時間を短縮できるなどのメリットがある一方、使い方を間違えると大きなけがにつながる場合があります。取扱説明書や注意表示をよく読んで使用し、事故を防ぎましょう。



事例1

約15年前に購入した圧力鍋で豆を煮ていたところ、突然大きな音とともにふたとおもりが飛び、顔と頭を縫うけがをした。圧力鍋のふたの手入れが不十分だった可能性がある。(60歳代・女性)

事例2

圧力鍋でカレーを作っていてふたを開けたところ、中身が飛び出して左の太ももに手のひら大の熱傷を負った。(20歳代・女性)

- 蒸気口など圧力調整部分が詰まった状態で使うと、ふたが飛んだり内容物が噴き出たりすることがあります。使用前は、異物が詰まっていないか、ふたがしっかり閉まるかなどを確認しましょう。使用後の手入れもしっかり行いましょう。
- 亀裂などの劣化がみられるパッキンは使わず、新しいものと交換してください。
- 豆類などの皮のある食品や、カレー・シチューなどの粘性が高い食品は、圧力調整部分に詰まる可能性があります。取扱説明書などで分量や調理方法を確認してください。
- 購入する際は、国が定めた安全基準に適合していることを示すPSCマークや電気圧力鍋の場合は、あわせてPSEマークの表示があるか確認しましょう。

<参考> 独立行政法人国民生活センター
見守り新鮮情報 第402号(2021年9月7日発行)「ふたや内容物が飛ぶことも! 圧力鍋の使用に注意」

令和3年度上半期消費生活相談概要

苦情相談の多い商品やサービスの上位10項目

順位	相談内容	件数
1	商品一般(※)	117
2	移动通信サービス (携帯電話やスマートフォンサービスへの加入・利用等)	71
3	化粧品	70
4	役務その他(開錠サービス、占いアプリ・サイト等)	69
5	他の教養・娯楽(出会い系サイト、インターネットゲーム等)	53
6	戸建住宅(屋根工事、増改築工事、新築建売住宅等)	43
7	インターネット通信サービス (プロバイダやインターネット回線契約)	41
7	娯楽等情報配信サービス (アダルトサイト、映像配信サービス等)	41
9	集合住宅(賃貸アパート、新築分譲マンション等)	38
10	健康食品	34

令和3年度上半期の相談件数は、苦情相談1,267件で、前年度に比べて309件(19.6%)減少しました。

相談内容別で見ると、格安スマホの契約やサポート内容に関するトラブルや、お試しのつもりで購入した化粧品や健康食品が定期購入になっていた、といった相談が増えています。

※ 商品の相談であることが明確であるが、その商品を特定できない、または特定する必要のない相談

消費生活センターからのお知らせ

「金融経済講演会」を開催します

テーマ： ウィズコロナ時代の賢い家計運営術

講師： 大阪府金融広報委員会

金融広報アドバイザー 八束 和音さん

日時： 2月25日（金）14時00分～15時30分

会場： クロスパル高槻5階視聴覚室 定員： 25名（申込順）

2月3日（木）から
申込受付開始



コロナ禍で私たちの消費行動はどのように変化したのでしょうか。見直すべき支出と過剰に節約すべきではない費用など「ウィズコロナ時代」の家計運営術を詳しく解説していただきます。

子どもを事故から守る！子ども安全情報

包装フィルムやシールなどの誤飲に注意！

子どもが菓子やペットボトルの包装フィルム、シールなどを口に入れたり、かじって破片がなくなっていることに気づいてヒヤリとしたことはありませんか。消費者庁・国民生活センターには、包装フィルムやシールなどを誤飲してしまった事故情報が医療機関から寄せられています。

- 目を離した際に、プラスチックの菓子包装を飲み込んだ。直後から唾液を出して吐き出そうとしており、その後も、時折その様子が見られたため受診した。喉の奥に張り付いていた3cm×1cmのプラスチック包装を取り出した。（0歳8か月）
- 昼寝の後、せき込んで、血や痰が混ざったものを2回吐いたため受診し、口の中からシールが見つかった。シールは上の子の物で日中、持ち歩いていた。（0歳10か月）



これらのものは、身近で子どもが手に取りやすく危険性を低く捉えがちですが、口に入れると窒息のおそれがあります。事故を防ぐために以下のことに注意しましょう。

- 包装フィルムやシールがついているもの、容器などで、遊ばせないようにしましょう。年上の子どもの遊んでいるシール等も同様です。
- 包装フィルムを子どもが誤って口にしないように、お菓子は必要に応じて包装を取ってから食べさせるなどの工夫をしましょう。
万が一、誤飲した後、声を出せない、苦しそうな呼吸、顔色が急に青くなるなど窒息が疑われる変化が現れた場合は、すぐに背中を叩く「背部叩打（こうだ）法」などの応急処置を続けてください。

<参考> 子ども安全メール from 消費者庁
2021年9月28日 Vol.566 「包装フィルムやシールなどの誤飲に注意！」

消費者庁では、「子どもを事故から守る！プロジェクト」として、様々な取組を実施しています。その取組の一つとして、メール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」にて、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識をお届けしていますので、是非ご活用ください。